介護保険施設等における保険診療について

① 施設等において、入所(入居)者に提供される<u>歯科訪問診療は、患者の求めがない場合や、継続的な歯科診療が必要と認められない、又は、患者の</u>同意がない場合は、保険診療の対象になりません!

また、日常的な口腔清掃等のケア(施設が委託等したものを含む)は、保険 診療の対象になりません!

- ② 健康診断のような入所(入居)者全員が一律に、定期的(毎週等)に受診するものは、保険診療の対象になりません!
- ③ 保険診療を受けた患者からの<u>一部負担金の支払いの減額又は免除は、</u> 「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等の違反となります!
 - *保険者が交付する一部負担金免除証明書を提示する患者を除く。
- ◎ 施設管理者の皆様へのお願い!

保険者からの医療費通知や、保険医療機関が交付する領収書・明細書が、 患者又は患者の家族に届いていることをご確認ください。

「適切な保険診療が行われているか」の把握に努めてください。

◎ 施設入所(入居)者の利益保護の観点からも

不適切な歯科訪問診療と思われる事などがございましたら、<u>各施設の担当(下</u>記のお問合せ先)まで、御相談いただきますようお願いいたします。

◎ 患者紹介ビジネスの禁止

保険医療機関が施設等から患者の紹介を受け、その対価として金品を提供することにより、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引する、いわゆる「患者紹介ビジネス」は「保険医療機関及び保険医療養担当規則」で禁止されていますので、ご留意ください。

【参考】大阪府ホームページ

〇福祉施設(特別養護老人ホーム等)における適正な医療保険請求について (施設・医療機関向け)

http://www.pref.osaka.jp/kokuho/iryouseido/shisetu_seikyu.html

- 〇保険医療機関・薬局が発行する「領収書」「明細書」
 - ※保険医療機関は、患者から費用を徴収した場合は、正当な理由がない限り、「個別の費用毎に区分した領収書」を無償で交付しなければならない。

http://www.pref.osaka.jp/kokuho/iryouseido/ryousyuu-top.html

○診療報酬Q&A

http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/iryouseido/situgi.html

(お問合せ先)

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課 施設指導グループ 電 話 06-6944-7106 (ダイヤルイン)

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課 指定・指導グループ 電 話 06-6944-6026 (ダイヤルイン)

大阪府健康医療部健康推進室国民健康保険課 医療指導グループ 電 話 06-6944-6660 (ダイヤルイン)